

# 瀬戸内市移住促進特別番組制作業務 仕様書

## 1. 業務名

瀬戸内市移住促進特別番組制作業務

## 2. 業務目的

瀬戸内市の地域魅力（非日常的観光資源および生活の場としての豊かさ）をPRし、20代～30代の子育て世代をターゲットにした特別番組を制作・放送する。これにより瀬戸内市への関心を高め、社会増250人を目標に地域活性化を図る。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

## 4. 業務内容

### (1) 基本的な考え方

本業務実施にあたっては、受託者は、民間事業者としての知識・経験・技術力及びコスト意識等を取り入れ、タレントの出演交渉、動画の企画立案、動画構成、台本作成、演出、スケジュール調整、撮影、編集、収録等、動画制作から放送、効果測定（視聴率や視聴者数など）、実績報告に至るまでの必要な一切の調整及び許認可等の手続きを行うこと。また、本業務に必要なすべての経費は、本業務の委託料に含むものとする。

### (2) 番組内容について

- ・移住検討層の目線で瀬戸内市内での生活リアルや魅力を紹介すること。
- ・「生活の場」としての豊かさを具体的なエピソードを通じて描写すること。  
（例：地元住民の温かさ、生活インフラ、子育て支援、自然環境など）
- ・観光資源の紹介を盛り込み、移住後の楽しめるアクティビティの幅広さを伝えること。
- ・出演タレントが市内で実際に生活体験を行い、家族目線での感想を述べる内容とすること。
- ・地元住民や移住者へのインタビューを通じて実際の生活感や移住後の変化を説明すること。

### (3) 放送時間について

- ・ゴールデンタイム（19時～22時）のうち19:00～20:00の1時間枠で民間放送を行うこと。

(4) 放送の尺について

- ・60 分間 (CM を含む)

(5) 撮影エリアについて

- ・瀬戸内市全域 (牛窓町、邑久町、長船町)

(6) 広報・プロモーション

- ・番組制作・放送に当たり、番組専用ウェブサイトを作成すること。
- ・番宣 CM を制作するとともに、事前放送を 50 本以上行うこと。
- ・山陽新聞など地域新聞への告知・広告を掲載すること。
- ・番組専用ウェブサイトおよび番組公式 SNS を活用しターゲット層に向けたプロモーション活動を展開すること。

(7) その他

- ・出演者は本事業のターゲット層である 20 代～30 代の子育て世代から共感を得やすい夫婦タレントを起用すること。
- ・番組放送後はアーカイブ配信 (YouTube や TVer) を行うこと。
- ・年度内に民間放送で再放送を行うこと。
- ・テレビ媒体を活用した市施策の PR (5～10 分程度) を実施すること。
- ・瀬戸内市のイベントの取材及び特集報道を行うこと。
- ・番組制作過程及び放送結果を報告書として提出すること。

## 5. 自由提案

その他、KPI 達成に向けた効果的な施策について、委託料内で提案すること。

## 6. 成果品

業務実績報告書 紙媒体及び電子媒体

※番組制作過程や放送結果、撮影原稿、公開映像、出演者の権利処理状況を含む。

## 7. 納品場所

瀬戸内市役所 成長戦略部 プロモーション戦略課 (瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1)

## 8. 留意事項

業務遂行にあたり、以下の条件を順守すること。

- ・市と受注者とは、本業務遂行のための必要な打ち合わせを、契約期間中にオンライン等により月 1 回以上行うものとする。なお、契約締結後ただちに 1 回目の打ち合わせを行い、そ

の他打合わせ時期については協議の上決定することとする。受注者は打ち合わせごとに協議記録を市へ提出すること。

- ・受託者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- ・本業務を履行する際に、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うこと。
- ・受注者は、本番組映像を発注者の運営する YouTube チャンネルにおいて掲載・配信できるように、出演者の肖像権、音楽、ナレーション等の権利者に対し、あらかじめ必要な権利処理（許諾の取得等）を行うこと。
- ・受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- ・本業務は、原則として、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

## 9. その他

- ・受注者は本業務の実施にあたっては、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に努めること。
- ・契約後、速やかに市の担当者と打ち合せた上で実施計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- ・受注者は、当該業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害をおよぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、当該損害の責を負わなければならない。
- ・実施案件毎に事前に市と協議し、承諾を得てから事業を進行すること。
- ・疑義が生じた場合や、緊急事態時には速やかに市と協議できる体制を整えること。
- ・再度疑義が生じないよう協議内容は記録等を整理しておくこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。